

議案第17号

つくばみらい市水道事業給水条例及びつくばみらい市水道法施行条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例)

第1条 つくばみらい市水道事業給水条例(平成18年つくばみらい市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第5条、第32条第2項ただし書及び第38条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(つくばみらい市水道法施行条例の一部を改正する条例)

第2条 つくばみらい市水道法施行条例(平成25年つくばみらい市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

令和6年4月1日から、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政が国土交通省及び環境省へ移管することに伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市水道事業給水条例(平成18年つくばみらい市条例第131号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕し(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その徴</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕し(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その徴</p>

収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去した者

(2)～(4) (略)

収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去した者

(2)～(4) (略)

つくばみらい市水道法施行条例(平成25年つくばみらい市条例第14号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>